

～非居住者であるコンサルタントに支払う報酬の取扱い～

昨今では、経済取引の国際化が進み、大企業のみならず中小企業等においても、海外の企業（外国法人）や海外在住の個人（非居住者）との取引を行う場面が増えてきました。今回は、そのような取引の一例として、海外の専門家に業務を委託した場合の税務上の取扱いを取り上げます。なお、分かり易さを考慮し、とある会社の経理部長と、税理士Eの会話形式で構成しています。

1) 日本国内での役務提供について

（ある日の会社会議室）

経理部長（以下「経」）：あー、E税理士。いつもお世話になっております。

税理士E（以下「E」）：経理部長、先月は決算作業お疲れ様でした。

経：はい。今回も大変でしたが、税効果会計の取扱いなど、色々ご協力ありがとうございました。

E：こちらこそ、勉強になりました。

経：ところで、ちょっと相談したいことがありまして。

E：はい、どんなことでしょうか。

経：実はこの度、当社が、米国在住のとある専門家A氏とコンサルティング契約を結ぶことになりました。当社事業の、外国人向け展開について、相談をしていくことになったのです。

E：ほう。A氏は、税務上は日本の非居住者でしょうかね。

経：はい。非居住者に該当し、日本には何の拠点も持っていません。まず、最初の契約で、A氏が2週間ほどの予定で来日し、当社担当者との打合せと、当社の役員・従業員を対象とした講演会を行ってもらい、それに対して報酬を支払うことになりました。

E：なるほど。

経：このような報酬をA氏に支払う際、源泉所得税の徴収は必要なのか、どうなんでしょう。

E：まず、日本の所得税法から考えますと、A氏のサービス内容については日本国内で行われる「人的役務提供」（所得税法161条1項12号）に該当しますので、いわゆる「国内源泉所得」になりますね。この場合には、報酬の支払時、一定の源泉徴収をしなければいけない、ということにはなっています。

経：ほう。

E：ただ、話は国内法だけではなくてですね……。A氏の居住地国である、アメリカとの租税条約を見に行く必要があります。日米租税条約上、A氏は弁護士や会計士同様、「自由職業者」という身分になると思いますが、事業所得と同様の扱いとなり、日本にある拠点（PE、恒久的施設）を通じて行わないものは、アメリカ（居住地国）だけで課税する、ということになっています（日米租税条約7条（事業所得））。これは、非居住者の場合には日本にある拠点に帰属する所得のみ課税するという「帰属主義」の考え方が反映されているものようですね。

経：租税条約からすると、源泉徴収をしなくて良い、ということですかね。

Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.38 May'18

E：この場合、「租税条約に関する届出書」を所轄税務署へ提出することにより、源泉徴収不要になります。

経：なるほど。分かりました。そうすると、A氏は日本で源泉徴収もされないし、確定申告をする必要もないということですね。ちなみに、消費税の取扱いですが、A氏の役務提供の場所は日本国内なので、課税取引ということですよ。

E：はい。課税取引ということになりますね。

2) 国外からの役務提供について

経：ところで、もう一つ確認したいのですが・・・。

E：はい、どうぞ。

経：A氏とは、いま述べた来日しての業務とは別に、アメリカへ帰国後も、電話・メールを通じたコンサルティング、また、月1回程度はインターネットを通じたミーティングを行うことを内容とした契約を結ぶことになっているんですよ。この場合は・・・。

E：この場合はそもそも役務提供を日本国内で行っていることにならないので、源泉徴収についても不要ということで良いかと思います。

経：そうですよね。それで、この場合の消費税については・・・。

E：消費税については・・・。この場合、A氏は、アメリカ在住のまま、電話・メールや、インターネットを通じてサービス提供を行うこととなりますので、消費税法上、「電気通信利用役務の提供」というものに該当しますね。これに該当した場合、まず取引の内外判定ですが、役務の提供を受けた者の住所地で判定することになっています（消費税法4条3項）。サービスを受ける御社の所在地が日本なので、消費税法上は国内取引、ということになります。

経：国内取引、ですか。

E：はい。また取引の性格上、「電子利用役務の提供」のうち、「事業者向け電子利用役務の提供」というものに該当しそうです。ここからが少々、トリッキーでして・・・このようにして受けたサービスは、「特定課税仕入れ」ということになるのですが、特定課税仕入れを行った者、この場合は御社に、納税義務が生じるということになっていまして（消費税法5条）。

経：そうなんですか。

E：これは「リバースチャージ方式」と言われているのですが。「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合、その支払対価の額が課税標準となり、一方で、その支払対価の額は、他の課税仕入れと同様に仕入税額控除の対象となります。

経：両建てですか。

E：はい。ただし、その事業者の課税売上割合が95%以上である場合、当分の間、「特定課税仕入れ」はなかったものとされています（消費税法H27改正法附則42条）。御社の課税売上割合は恒常的に95%を超えていますから、結論として、当分の間は消費税の申告上、「特定課税仕入れ」を考慮しなくてよい、A氏への報酬についても、消費税相当額を認識しなくてよいということになると思います。

Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.38 May'18

経：なるほど。分かりました。「リバースチャージ方式」、国境を超えてくる取引についても、必要などころにはちゃんと消費税を認識させましょう、ということなんでしょうなあ……。どんどん複雑になっているようですが、憶えておくようにします。また何かありましたらお訊きしますので、よろしくお願ひします。

E：はい。こちらこそよろしくお願ひします。

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5 階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp <http://www.epcs.co.jp>

Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.38

～ We are always at your side ～